

3 騒音・振動

(1) 環境基準

資料 3-1 騒音に係る環境基準

鹿児島県では、環境基準の類型指定について、都市計画用途地域を直接指定しているが、薩摩川内市内で都市計画用途地域に指定されている川内地域、入来地域のうち、川内地域について類型指定されている。

H11. 4. 1 類型指定(H11.3.23 鹿児島県告示 469)
H11.11.11 用途地域変更(H11.11.11 川内市告示 103)
H12. 6.16 類型指定(H12.6.16 鹿児島県告示 790)
H15.10.10 用途地域変更(H15.10.10 川内市告示 124)

■一般地域

(単位：デシベル(A))

地域 の 型	時間の区分		用途地域
	昼間	夜間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

■道路に面する地域

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線道路に近接する地域	70	65

■屋内へ透過する騒音に係る基準

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線道路に近接する空間	45	40

※ 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-2 新幹線騒音に係る環境基準

鹿児島県では、用途地域を参考にその地域を指定しており、薩摩川内市内では、川内地域の該当地域について指定されている。

H12. 4. 1 類型指定(H12.3.24 鹿児島県告示 385)

■環境基準

(単位：デシベル(A))

地域 の 型	基準値	該当地区
I	70	下記以外の地域
II	75	近隣商業地域・商業地域・準工業地域及び工業地域

※1 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内

2 除外地域：用途地域のうち住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口からトンネル中央部方向に150m以内の区間を除く）、河川区域、工業専用地域、鉄道事業のように供される区域

(2) 規制基準

資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等は薩摩川内市全域で適用
- ・鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等は川内地域を除く薩摩川内市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)

■特定工場等（指定工場等）に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

※時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時

資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等は薩摩川内市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)

■特定建設作業（指定建設作業）に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業	区 域 の 区 分	騒 音 の 大 き さ の 限 度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
特定建設作業 くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラント、バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザーを使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後7時から翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間		
指定建設作業 インパクトレンチ、発電機、銅球を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後9時から翌日午前6時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間		
	第1号区域		午後9時から翌日午前6時まで	10時間	連続1か月	
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間	連続2か月	

資料 3 -5 自動車騒音に係る要請限度（薩摩川内市全域で適用）

H12. 4. 1 地域指定(H12.3.24 鹿児島県告示 384)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)

■自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分	車 線 数	時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
a区域	1車線	65	55
	2車線以上	70	65
b区域	1車線	65	55
	2車線以上	75	70
c区域		75	70
幹線道路を担う道路（国道・県道）に近接する区域 〔2車線以下：道路敷地境界から15mの範囲〕 〔2車線超：道路敷地境界から20mの範囲〕		75	70

※時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3 -6 音響機器の使用に係る規制（川内地域の用途地域のみ適用）

〔鹿児島県公害防止条例〕

S59. 7.23 区域指定(S59.5.23 鹿児島県告示 859)

■音響機器の使用に係る規制

規 制 を 受 け る 地 域	昭和59年5月23日現在の川内地域の用途地域のうち 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域
規 制 を 受 け る 営 業	飲食店、喫茶店 (音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く)
規 制 を 受 け る 時 間	午後11時から翌日午前6時まで
規 制 を 受 け る 音 響 機 器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、楽器

資料 3 -7 深夜営業騒音に係る規制

〔鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例〕

■深夜営業騒音の規制

規 制 を す る 条 例		鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例	旧 川 内 市 公 害 防 止 条 例
規 制 を 受 け る 区 域		薩摩川内市全域	川内地域
規 制 を 受 け る 営 業		飲食店、喫茶店	特殊公衆浴場、ボウリング場 ゴルフ練習場、自動車駐車場 バッティングセンター
規 制 を 受 け る 時 間 帯		午後10時から翌日午前6時まで	午後10時から翌日午前6時まで
規制 基準	第1種区域	40デシベル (A)	40デシベル (A)
	第2種区域	45デシベル (A)	45デシベル (A)
	第3種区域	50デシベル (A)	50デシベル (A)
	第4種区域	55デシベル (A)	55デシベル (A)

※区域は、騒音規制法による特定工場等の規制区域に同じ

資料 3 -8 拡声機の使用の制限

〔鹿児島県公害防止条例, 旧川内市公害防止条例〕

(1) 航空機利用の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
使用禁止時間帯	平日：日没から翌日午前8時まで 日・祝日：午後5時から翌日午前10時まで	午後5時から翌日午前9時まで
使用時間の制限	同一地域の上空で3回以上繰り返し放送禁止	
拡声機の音量の制限	65 デシベル（A）以下（地上概ね1mでの中央値）	
その他の制限	音楽の放送禁止	

(2) その他の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
制限を受ける地域	・第一種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域並びにその周辺30m以内の区域 ・学校, 病院の敷地の周辺から80m以内の区域	・第一種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域 ・学校, 図書館, 児童福祉施設, 病院その他の医療施設の敷地の周辺から100m以内の区域
使用禁止時間帯	午後8時から翌日午前8時まで	
使用時間の制限	1回10分以内, 15分以上の休止時間の確保（移動しながら拡声機を使用する場合を除く）	
間隔の制限	50m以上確保	
高さの制限	地上8m以上で使用禁止（航空機放送を除く）	
音量の制限	65 デシベル（A）以下（音源直下から30mでの中央値）	

資料 3 -9 工場等に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定工場等〕

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)

■特定工場等に係る規制基準

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、 第二種中高層住居専用地域、準住居地域、 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 工業専用地域、工業地域、準工業地域、 矢倉町・勝目町の一部、 原子力発電所敷地	65	60

※時間の区分 / 昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

資料 3 -10 建設作業に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定建設作業〕

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10. 10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)

■特定建設作業に係る規制基準

区 域 の 区 分	第1号区域	第2号区域を除いた 都市計画区域内	第2号区域	工業地域・工業専用地域 矢倉町・勝目町の一部 原子力発電所敷地内
規 制 を 受 け る 建 設 作 業	くい打機・鋼球・舗装版破砕機・ブレーカー等を使用する作業			
振 動 の 大 き さ の 限 度	75 デシベル			
作 業 禁 止 時 間 帯	午後7時から翌日午前7時まで		午後10時から翌日午前6時まで	
1日あたりの作業時間の制限	10時間		14時間	
同一場所における作業時間の制限	連続6日			
日曜・休日における作業の制限	禁 止			

※ 第2号区域のうち、学校、保育所、病院・診療所（入院施設のみ）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80m以内は第1号区域

資料 3 -1.1 道路交通振動の限度に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)

■道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、 第二種中高層住居専用地域、準住居地域、 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 工業専用地域、工業地域、準工業地域、 矢倉町・勝目町の一部、 原子力発電所敷地	70	65

※時間の区分 / 昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

(3) 測定結果

資料 3 -1 2 環境騒音測定結果

区分	類型	測定地点			測定日	等価騒音レベル (デシベル(A))		交通量 (台/10分)			備考	
		地点名	町名	用途地域		昼間	夜間	昼間 (8時)	夜間 (17時)	平均		
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	H16.12. 7	51	43				
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	H16.12.15	49	41				
		環境基準					55	45				
		環境基準達成率					2/2	2/2				4/4
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種種住居地	H16.12. 1	51	47				
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種種住居地	H16.11. 4	55	39				
		5	おおとり荘第3駐車場	白和町	第二種種住居地	H16.11. 1	51	45				
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	H16.12.14	51	43				
		環境基準					55	45				
		環境基準達成率					4/4	3/4				7/8
	C	7	向田神社前	西開間町	近隣商業地域	H16.11.16	52	40				
		8	クラブラミー駐車場前	東開間町	商業地域	H16.11. 9	52	49				
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	H16.11.25	52	45				
		10	祇園温泉前	高城町	工業地域	H16.12. 7	52	45				
		環境基準					60	50				
		環境基準達成率					4/4	4/4				8/8
	環境基準達成率 (一般地域)						10/10	9/10				19/20
道路に面する地域	B	11	市営グラウンド前	御陵下町	第一種種住居地	H16.11.30	55	49	372	395	384	
		12	泰平寺公園前	大小路町	第一種種住居地	H16.10.27	68	59	102	99	101	
		13	ふく福前	東大小路町	第二種種住居地	H16.12.15	69	63	237	275	256	
		環境基準					65	60				
	環境基準達成率					1/3	2/3				3/6	
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	H16.12.20	65	59	144	154	149	
		環境基準					65	60				
		環境基準達成率					1/1	1/1				2/2
	幹線道路を担う空間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	H16.12. 1	69	61	94	109	102	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	H16.11. 4	68	61	160	135	148	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	H16.11. 9	61	53	96	78	87	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	H16.12.14	64	58	167	180	174	
		19	市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	H16.11.30	72	66	372	395	384	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	H16.11.16	68	64	372	377	375	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	H16.11.24	62	54	85	79	82	
		22	翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	H16.12. 8	69	63	119	237	178	
		23	トニーパー前	高城町	工業地域	H16.12. 8	64	57	133	179	156	
		24	森永パチンコ第1駐車場前	上川内町	準工業地域	H16.11.25	70	65	246	277	262	
		環境基準					70	65				
		環境基準達成率					9/10	9/10				18/20
	環境基準達成率 (道路に面する地域)						11/14	12/14				23/28
	環境基準達成率 (全体)						21/24	21/24				42/48

注)  は環境基準を超過しているもの。

資料 3 -1 3 環境騒音測定結果（経年）

単位：デシベル(A)

区分	類型	測定地点			昼間				夜間				備考	
		地点名	町名	用途地域	H16	H15	H14	H13	H16	H15	H14	H13		
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	51	52	58	57	43	43	46	44	
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	49	48	51	44	41	36	36	33	
		環境基準			55				45					
		環境基準達成率			2/2	2/2	1/2	1/2	2/2	2/2	1/2	2/2		
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	51	54	58	51	47	48	53	46	
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	55	49	(47)	(47)	39	44	(47)	(44)	
		5	おおとり荘第3駐車場	白和町	第三種住居地域	51	50	51	49	45	46	40	47	
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	51	53	53	54	43	40	44	45	
		環境基準			55				45					
		環境基準達成率			4/4	4/4	2/3	3/3	3/4	2/4	2/3	1/3		
		環境基準達成率（一般地域）			10/10	10/10	7/9	8/9	9/10	8/10	7/9	7/9		
	C	7	向田神社前	西開間町	近隣商業地域	52	55	52	55	40	42	42	43	
		8	クラブラミー駐車場前	東開間町	商業地域	52	52	55	59	49	45	46	49	
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	52	53	56	53	45	45	40	45	
		10	祇園温泉前	高城町	工業地域	52	48	49	55	45	41	41	46	
		環境基準			60				50					
		環境基準達成率			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
		環境基準達成率（一般地域）			10/10	10/10	7/9	8/9	9/10	8/10	7/9	7/9		
	道路に面する地域	B	11	市営グラウンド前	御陵下町	第一種住居地域	55	62	59	60	49	57	53	57
12			泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	68	67	69	70	59	60	62	61	
13			ふく福前	東大小路町	第二種住居地域	69	69	66	70	63	63	58	64	
環境基準			65				60							
環境基準達成率			1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	1/3				
C		14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	65	65	67	66	59	59	60	60	
		環境基準			65				60					
		環境基準達成率			1/1	1/1	0/1	0/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
幹線道路を担う空間		15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	69	66	66	70	61	60	58	63	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	68	66	67	65	61	60	61	58	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	61	63	61	66	53	56	53	58	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	64	67	65	65	58	60	57	57	
		19	市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	72	71	75	71	66	66	69	65	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	68	68	71	69	64	63	67	64	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	62	62	64	61	54	54	57	53	
		22	翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	69	71	70	72	63	64	63	64	
		23	トースター前	高城町	工業地域	64	63	64	63	57	57	57	56	
		24	森永パチンコ第1駐車場前	上川内町	準工業地域	70	70	73	72	65	65	68	67	
		環境基準			70				65					
		環境基準達成率			9/10	8/10	7/10	7/10	9/10	9/10	7/10	9/10		
環境基準達成率（道路に面する地域）			11/14	10/14	8/14	8/14	12/14	11/14	10/14	11/14				
環境基準達成率（全体）			21/24	20/23	15/23	16/23	21/24	19/24	17/23	18/23				

注) 1 は環境基準を超過しているもの。 2 寺前団地公園前は、H14年度まではA類型。3 測定値は、等価騒音レベル (L_{Aeq})

資料 3 -1 4 自動車騒音常時監視結果

測 定 地 点 (路線名)	年 度	上 下 の 別	環 境 基 準 類 型	車 線 数	騒音測定結果 等価騒音レベル (デシベル(A))		住居等 戸 数	環境基準達成状況					
					昼間	夜間		達 成 戸 数			達 成 率 (%)		
								昼・夜	昼 間	夜 間	昼・夜	昼 間	夜 間
神田町 (国道3号)	H16	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	71	67							
平佐町 (川内加治木線)	H16	上り	B	1	70	65	65	65	65	65	100	100	100
		下り	B	1									
西 向 田 町 (国道3号)	H15	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	72	67							
東開間町 (川内串木野線)	H14	上り	C	1	64	58	147	147	147	147	100	100	100
		下り	C	1	63	57							
五 代 町 (京泊大小路線)	H15	上り	A	1	68	60	250	250	250	250	100.0	100.0	100.0
		下り	A	1	67	58							
(参考)自動車騒音の要請限度					75	70							

※1 自動車騒音の要請限度は達成

(資料：鹿児島県環境管理課)

2 住居等戸数は、道路端から60m以内の戸数

資料 3 -1 5 道路交通振動測定結果

道路名	測定地点		町名	区域 区分	車線 数	時間 区分	要請 限度	振動測定結果 (デシベル/上端値)					上段:自動車台数(台/10分) 下段:大型車混入率(%)				
								H16	H15	H14	H13	H12	H16	H15	H14	H13	H12
国道3号	1	森永パチンコ 第1駐車場前	上川内	2種	2	昼間	70	52	50	50	50	49	236 14.0	226 17.7	233 17.6	237 16.5	234 16.2
						夜間	65	48	40	42	38	39	123 9.8	126 7.9	136 8.1	117 3.4	134 11.9
	2	ジェームス 鹿児島川内店前	矢倉	2種	2	昼間	70	—	36	—	46	—	—	122 9.0	—	158 8.9	—
	3	旧岡本商店前	隈之城	1種	2	昼間	65	44	—	47	—	47	168 6.0	—	183 8.7	—	207 5.8
	4	九州電力 川内営業所前	西向田	2種	4	昼間	70	—	55	—	53	—	—	315 13.3	—	317 10.1	—
	5	市営グラウンド前	御陵下	2種	4	昼間	70	56	—	54	—	53	299 11.7	—	311 11.3	—	309 10.0
	6	西部消防署前	水引	1種	2	昼間	65	43	—	39	—	48	112 17.9	—	125 16.0	—	127 15.0
バイパス	7	八幡神社前	隈之城	1種	2	昼間	65	—	41	—	49	—	—	125 16.8	—	140 10.7	—
国道267号	8	歴史資料館前	中郷 2丁目	1種	2	昼間	65	—	48	—	47	—	—	175 8.6	—	185 11.4	—
県道川内 串木野線	9	宮里農協前	宮里	1種	2	昼間	65	46	—	47	—	46	78 5.1	—	87 16.1	—	76 5.3
県道京泊 大小路線	10	別府自治公民館前	宮内	1種	2	昼間	65	50	—	44	—	43	8.6 7.0	—	84 8.3	—	82 6.1
県道川内 加治木線	11	レストラン サンライズ前	永利	1種	2	昼間	65	—	44	—	45	—	—	274 5.1	—	246 6.5	—
市道隈之城 高城線	12	ふく福川内店前	東大小路	1種	2	昼間	65	—	51	—	48	—	—	231 5.6	—	214 4.7	—

(4) 届出状況

資料 3 -1 6 騒音規制に係る届出状況

(1) 騒音規制法に基づく特定施設

特 定 施 設 名		平成 16 年度末現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	21	157	
2	空気圧縮機等	69	555	
3	土石用破碎機等	13	157	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	14	20	
6	穀物用製粉機	0	0	
7	木材加工機械	25	74	
8	抄紙機	2	9	
9	印刷機械	9	39	
10	合成樹脂用射出成型機	0	0	
11	鋳型造成機	2	18	

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名		平成 16 年度末現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	0	0	
2	空気圧縮機等	0	0	
3	走行クレーン	0	0	
4	目立機	0	0	
5	繊維製品加工施設	1	1	
6	建設用資材製造機械	0	0	
7	紙工機械	0	0	
8	土石用破碎機等	0	0	
9	製造・選別機械	0	0	

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

指 定 施 設 名		平成 16 年度末現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	12	44	
2	空気圧縮機等	16	71	
3	冷凍機	24	135	
4	走行クレーン	1	1	
5	クーリングタワー	11	40	
6	目立機	0	2	
7	研磨機	2	10	
8	自動式車輛洗浄装置	18	19	
9	石材引割機	9	20	
10	繊維製品加工施設	7	212	
11	建設用資材製造機械	0	0	
12	木材・竹材加工機械	10	21	
13	紙工機械	0	0	
14	土石用破碎機等	1	1	
15	製造・選別機械	0	0	

資料 3 -1 7 振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

特 定 施 設 名		平成 16 年度末現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	21	38	
2	圧縮機	51	262	
3	破碎機等	5	130	
4	織機	0	0	
5	コンクリートブロックマシン等	1	2	
6	木材加工用	4	5	
7	印刷機械	4	6	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9	合成樹脂射出成型機	0	0	
10	鋳型造成機	2	16	

資料 3 -1 8 建設作業に係る届出状況

(1) 騒音規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業 の 種 類		H16	H15	H14	H13	H12
1	くい打機等を使用する作業	5	8	5	12	14
2	びょう打機等を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	10	16	14	23	24
4	空気圧縮機(原動機の出力が 15kw 以上のもの)を使用する作業	0	1	0	6	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
6	バックホウ(原動機の出力が 80kw 以上のもの)を使用する作業※	0	0	1	4	11
7	トラクターショベル(原動機の出力が 70kw 以上のもの)を使用する作業※	0	0	0	0	0
8	ブルドーザー(原動機の出力が 40kw 以上のもの)を使用する作業※	1	0	4	2	1

※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除いたもの。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業 の 種 類		H16	H15	H14	H13	H12
1	くい打機を使用する作業	5	6	5	13	14
2	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	2	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	8	14	9	19	21

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業

指 定 建 設 作 業 の 種 類		H16	H15	H14	H13	H12
1	インパクトレンチを使用するボルト締め作業	0	0	0	0	0
2	空気圧縮機(原動機の出力が 3.75kw 以上のもの)を使用する作業	0	0	0	0	0
3	発電機(エンジン駆動型)を使用する作業	0	4	1	1	2
4	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0

(5) 参考

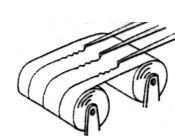
資料 3 -19 騒音・振動規制の対象施設

用途 区分	施 設 名		規 模 < () は 規 定 す る 条 項 >			
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
金属製品の製造又は加工	圧延機械	【原動機定格出力の合計】	(1 イ) 22.5kw 以上	—	—	—
	製管機械		(1 ロ) 全部	—	—	—
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	【原動機定格出力】	(1 ハ) 3.75kw 以上	—	—	—
	液圧プレス (矯正プレスを除く)		(1 ニ) 全部	(1 イ) 全部	—	—
	機械プレス	【呼び加圧能力】	(1 ホ) 294kN 以上	(1 ロ) 全部	—	(1 イ) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機	【原動機定格出力】	(1 ヘ) 3.75kw 以上	(1 ハ) 1kw 以上	—	—
	鍛造機		(1 ト) 全部	(1 ニ) 全部	—	—
	ワイヤーフォーミングマシン		(1 チ) 全部	—	—	—
		【原動機定格出力】		(1 ホ) 37.5kw 以上	—	—
	ブラスト (タンブラスト以外のもので 密閉式を除く)		(1 ヲ) 全部	—	—	—
	タンブラー		(1 ヌ) 全部	—	—	—
	切断機		(1 カ) 砥石を用い るもの	—	—	(1 イ) 砥石を用い るものを除 く
	旋盤		—	—	—	(1 サ) 全部
	フライス盤		—	—	—	(1 シ) 全部
	平削盤		—	—	—	(1 ス) 全部
	形削盤		—	—	—	(1 セ) 全部
	やすり目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1 四) 全部	(2 イ) 全部
	のこ目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1 四) 全部	(2 イ) 全部
工場又は事業場に設置	空気圧縮機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	—	—
		(クーリングタワーに付随し ているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	—	(2 イ) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】	—	—	(2 イ) 7.5w 以上	—
		(冷凍機に付随しているもの を除く) 【原動機定格出力】	—	(2) 7.5kw 以上	—	—
	送風機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	(2 イ) 3.75kw 以上 7.5kw 未満	—
		(クーリングタワーに付随し ているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	—	(2 イ) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	冷凍機※	【原動機定格出力】	—	—	—	(2 イ) 3.75kw 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	—	(2 サ) 7.5kw 以上	(2 サ) 7.5kw 以上
	クーリングタワー	【冷却水の冷却能力】	—	—	—	(2 イ) 10m³/h 以上
	乾式研磨機		—	—	—	(2 セ) 全部
	自動式車両洗浄施設		—	—	—	(2 セ) 全部

用途 区分	施 設 名		規 模 < () は規定する条項 >			
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
土石又は鉱物の粉砕 及びふるい分級	破砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	—	(9 1) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	摩砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	—	(9 2) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	ふるい (ふるい分機)	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	—	(9 3) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	分級機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	—	(9 4) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
加工 石材	石材分割機		—	—	—	(3) 砥石に用いるものを除く
繊維製品 の製造	織機(原動機を使用するもの)		(4) 全部	(4) 全部	—	—
	動力打綿機(混打綿機を含む)		—	—	(4 2) 全部	(4 1) 全部
	製綿施設		—	—	—	(4 1) 全部
	工業用ミシン(動力を使用するもの)		—	—	—	(4 2) 同一事業場に10台以上設置の場合
建設用資材 の製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】 (気泡コンクリートプラントを除く)		(5 1) 0.45m ³ 以上	—	—	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】		(5 2) 200kg 以上	—	—	—
	コンクリート ブロックマシン	【原動機定格出力の合計】	—	(5) 2.95kw 以上	—	—
		(動力を用いるもの)	—	—	(5 3) 全部	(5 1) 全部
	コンクリート管	製造機械 【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw 以上	—	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5 4) 全部	(5 2) 全部
	コンクリート柱	製造機械 【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw 以上	—	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5 4) 全部	(5 2) 全部
穀物 の製粉	穀物用製粉機 (ロール式のもの)		(6) 7.5kw 以上	—	—	—
木材又は竹材 の加工	ドラムバーカー		(7 1) 全部	(6 1) 全部	—	—
	チップパー		(7 2) 2.25kw 以上	(6 2) 2.2kw 以上	—	—
	碎木機		(7 3) 全部	—	—	—
	帯のご盤	製材用 【原動機定格出力】	(7 4) 15kw 以上	—	—	(6 1) 7.5kw 以上 15kw 未満
		木工用 【原動機定格出力】	(7 5) 2.25kw 以上	—	—	(6 1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	—	—	(6 1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
	丸のご盤	製材用 【原動機定格出力】	(7 4) 15kw 以上	—	—	(6 1) 7.5kw 以上 15kw 未満
		木工用 【原動機定格出力】	(7 5) 2.25kw 以上	—	—	(6 1) 1.5kw 以上 2.25kw 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	—	—	(6 1) 1.5kw 以上 2.25kw 未満
	かなな盤		(7 6) 2.25kw 以上	—	—	—

用途 区分	施 設 名		規 模 < () は規定する条項 >			
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
紙の 加工	抄紙機		(8) 全部	—	—	—
	コルゲートマシン		—	—	(8-2) 全部	(7-1) 全部
	紙工機械		—	—	—	(7-2) 全部
印刷	印刷機械	(原動機を用いるもの)	(9) 全部	—	—	—
		【原動機定格出力】	—	—	—	—
製品の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く) 【原動機定格出力】		—	(8) 30kw 以上	—	—
	合成樹脂用射出形成機		(10) 全部	(9) 全部	—	—
製造 の 鑄造 用 砂型	鑄造用砂型機 (ジョルト式のもの)		(11) 全部	(10) 全部	—	—
物の製造・ 加工 又は選別	ダイカストマシン		—	—	(12-1) 全部	(8-1) 全部
	オシレートコンベア		—	—	(12-2) 全部	(8-2) 全部

※ 1 騒音規制法の特定施設になっているものについては、鹿児島県公害防止条例の特定施設及び旧田川内市公害防止条例の指定施設の届出は要しない。

騒音の大きさの例	大きさ (デシベル)	振動の大きさの例 (「気象庁震度階」による地震の程度との比較)	
 飛行機のエンジンの近く	120	激震	家屋の倒壊が30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などを生じるような地震 
 自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	110	烈震	家屋の倒壊が30%以下で、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人が立っていることができない程度の地震 
電車が通るときのガード下	100	強震	壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震 
大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	中震	家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は外に飛び出す程度の地震 《人体に生理的影響が生じ始める》 
 地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	弱震	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動きがわかる程度の地震 《深い睡眠に影響がある》 
 電話のベル 騒々しい事務所内 騒々しい街頭	70	軽震	大勢の人に感じる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震 《浅い睡眠に影響が開始する》 
 静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	微震	静止している人や、特に地震に注意深い人だけ感じる程度の地震 《振動を感じ始める》 
静かな事務所 《読書、思考妨害の訴え》	50	無震	人体に感じないで地震計に記録される程度の地震 
 市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼 《睡眠妨害》	40		
郊外の深夜 ささやき声	30		
 置時計の秒針の音（前方1m） 木の葉のふれあう音	20		

※1 騒音は「デシベル (A)」で表す。

2 《 》書きは人体への影響